

III-6 一般訓練コース

特定訓練コース以外の訓練を事業主もしくは事業主団体等が実施する場合に助成。

訓練対象者	申請事業主（中小企業に限る）または申請事業主団体等の構成事業主等において雇用保険の被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none">● Off-JTにより実施される訓練であること (事業主または事業主団体等自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練)● 実訓練時間が20時間以上であること● セルフ・キャリアドック（定期的なキャリアコンサルティング）を規定すること（ジョブ・カードを活用することを推奨※1）（事業主に限る） <p>※1 活用することは要件ではありません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>一般訓練コースにおけるセルフ・キャリアドックの要件</p><ul style="list-style-type: none">・労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画のいずれかに、セルフ・キャリアドックの実施（定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保）について定めていることが必要です。・キャリアコンサルティングを実施する者は国家資格を有しているキャリアコンサルタントに限りません。・キャリアコンサルティングについての経費は事業主が全額を負担する必要があります。<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>＜就業規則の規定例＞</p><p>（セルフ・キャリアドック制度）</p><p>○条 会社は、労働者に対してキャリアコンサルティングを入社から3年ごとに行う。</p><p>2 キャリアコンサルティングを受けるために必要な経費は、会社が全額負担する。</p></div></div>

期間を定めること

「事業内職業能力開発計画」

に記載される「セルフ・キャリアドック制度」の項に
期間を定めること。